

こくさいせいさくすいしんこんわかいせっちようこう
 かながわ国際政策推進懇話会設置要綱

せっち
 (設置)

だい じょう こくさいしゃかい へんか たいおう かながわ こくさいしさく すいしん
 第 1 条 国際社会の変化に対応した神奈川の国際施策の推進について

ゆうしきしゃとう いけん ちようしゆ きようぎ こくさいせいさくすいしんこんわかい
 有識者等の意見を聴取し協議するため、かながわ国際政策推進懇話会

い か こんわかい せっち
 (以下「懇話会」という。)を設置する。

きようぎじこう
 (協議事項)

だい じょう こんわかい つぎ かか じこう きようぎ おこな
 第 2 条 懇話会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) こくさいしさく すいしん かん
 国際施策の推進に関すること。
- (2) かながわ こくさいしさくすいしんしん かん
 かながわ国際政策推進指針に関すること。
- (3) た こくさいせいさく そうごうてき すいしん かん
 その他、かながわの国際政策の総合的な推進に関すること。

いいん
 (委員)

だい じょう こんわかい ち じ せんニン つぎ いいん こうせい
 第 3 条 懇話会は、知事が選任する次の委員で構成する。

- (1) がくしきけいけん ゆう もの
 学識経験を有する者
- (2) かんけいだんたい だいひようしゃ
 関係団体の代表者
- (3) がいこくせきけんみん
 外国籍県民
- (4) しちようそん だいひようしゃ
 市町村の代表者
- (5) けんみんとう こうぼとう せんこう もの
 県民等からの公募等により選考された者

2 ぜんこうのうち、けんみんとう こうぼとう べつとさだ
 前項のうち、県民等からの公募等については、別途定める。

3 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、前任者の任期の途中で選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員の任期は、必要があると認められるときは、これを1年延長することができる。

かいちょうおよ ふくかいちょう (会長及び副会長)

だい じょう こんわかい かいちょうおよ ふくかいちょう お
第4条 懇話会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は会務を総理し、懇話会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

かいぎ (会議)

だい じょう こんわかい かいぎ かいちょう しょうしゅう ざちょう
第5条 懇話会の会議は会長が招集し、その座長となる。

いけん ちょうしゅ (意見の聴取)

だい じょう こんわかい ひつよう みと かいぎ かんけいしゃ
第6条 懇話会において必要があると認められるときは、その会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

せんもんいんかい (専門委員会)

だい じょう こんわかい しょうじょうじこう かかるせんもんじこう ちょうさ けんきゅう
第7条 懇話会には、その所掌事項に係る専門事項について調査、研究する

ため、^{せんもんいんかい お}専門委員会を置くことができる。

2 ^{せんもんいんかい} 専門委員会における^{こんわかいがい いん}懇話会以外の委員については、^{ち じ せんニン}知事が選任する。

^{じむきょく}
(事務局)

^{だい じょう} 第8条 ^{こんわかい じむきょく} 懇話会の事務局は、^{こくさいぶん かんこうきょくこくさいか お}国際文化観光局国際課に置く。

^{ほそく}
(補則)

^{だい じょう} 第9条 ^{ようこう さだ} この要綱に定めるもののほか、^{こんわかい うんえい た こんわかい かんし}懇話会の運営その他懇話会に関し

^{ひつよう じこう かいちょう さだ}
必要な事項は、会長が定める。

^{ふ そく}
附 則

^{ようこう} この要綱は、^{へいせい ねん がつ にち しこう}平成3年10月8日から施行する。

^{ふ そく}
附 則

^{ようこう} この要綱は、^{へいせい ねん がつ にち しこう}平成5年4月1日から施行する。

^{ふ そく}
附 則

^{ようこう} この要綱は、^{へいせい ねん がつ にち しこう}平成9年4月1日から施行する。

^{ふ そく}
附 則

^{ようこう} この要綱は、^{へいせい ねん がつ にち しこう}平成11年4月1日から施行する。

^{ふ そく}
附 則

^{ようこう} この要綱は、^{へいせい ねん がつ にち しこう}平成11年6月1日から施行する。

ふ のり
附 則

ようこう へいせい ねん がつ にち しこう
この要綱は、平成16年3月23日から施行する。

ふ そく
附 則

ようこう へいせい ねん がつ にち しこう
この要綱は、平成17年3月9日から施行する。

ふ そく
附 則

ようこう へいせい ねん がつ にち しこう
この要綱は、平成21年1月27日から施行する。

ふ そく
附 則

ようこう へいせい ねん がつ にち しこう
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

ふ そく
附 則

ようこう へいせい ねん がつ にち しこう
この要綱は、平成24年11月21日から施行する。

ふ そく
附 則

ようこう へいせい ねん がつ にち しこう
この要綱は、平成27年6月26日から施行する。

ふ そく
附 則

ようこう へいせい ねん がつ にち しこう
この要綱は、平成28年11月14日から施行する。

ふ そく
附 則

ようこう へいせい ねん がつ にち しこう
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

だい き こくさいせいさくすいしんこんわかいいん
第13期かながわ国際政策推進懇話会委員

へいせい ねん がつ にち
 平成30年4月1日

氏名	役職
<p>がくしきけいけんしゃ 【学識経験者】 ◎大橋 正明 塩原 良和 坪谷 美欧子</p>	<p>せいしんじょしだいがくにんげんかんけいがつかきょうじゆ 聖心女子大学人間関係学科教授 けいおうぎじゆくだいがくほうがくぶきょうじゆ 慶應義塾大学法学部教授 よこはましりつだいがくこくさいそうごうかがくぶじゆんきょうじゆ 横浜市立大学国際総合科学部准教授</p>
<p>かんけいだんたい 【関係団体】 金井 克之 二見 稔 山内 涼子 石亀 敬治</p>	<p>にほんろうどうくみあいそうれんごうかいかながわけんれんごうかいふくじむきよくちよう 日本労働組合総連合会神奈川県連合会副事務局長 いっしやかながわけんけいえいしやきょうかいじむきよくちよう (一社)神奈川県経営者協会事務局長 こうざいこくさいこうりゆうざいだんたぶんかきょうせいきょうどうすいしん (公財)かながわ国際交流財団多文化共生・協働推進グループリーダー どりつぎょうせいほうじんこくさいきょうりよくきこうよこはまこくさいしみんさんかきょうりよく 独立行政法人国際協力機構横浜国際センター市民参加協力 課長 (H29. 4. 1～10. 31 倉科和子 H29. 11. 1～石亀敬治)</p>
<p>がいこくせきけんみん 【外国籍県民】 中村 ノーマン</p>	<p>だい き がいこくせきけんみん かいぎいんちよう 第9期外国籍県民かながわ会議委員長</p>
<p>しちょうそん 【市町村】 山田 智子 渡辺 浩幸</p>	<p>よこすかしせいさくすいしんぶこくさいこうりゆうかちよう 横須賀市政策推進部国際交流課長 えびなししみんきょうどうぶしみんそうだんかちようけんじんけんだんじよきょうどうさんかくかりちよう 海老名市市民協働部市民相談課長(兼)人権男女共同参画係長 じむとりあつかいたけいしよこ 事務取扱 (H29. 4. 1～H30. 3. 31 武井聖子 H30. 4. 1～渡辺浩幸)</p>
<p>とう 【NGO等】 ◎山中 悦子 新倉 久乃 小池 孝行 森川 洋子</p>	<p>とくひくさねえんじょうんどうりじ (特非)草の根援助運動理事 とくひじよせいいえりじ (特非)女性の家サーラー理事 こうぼいいん 公募委員 こうぼいいん 公募委員</p>

かいちよう ふうかいちよう
 ◎会長 ○副会長